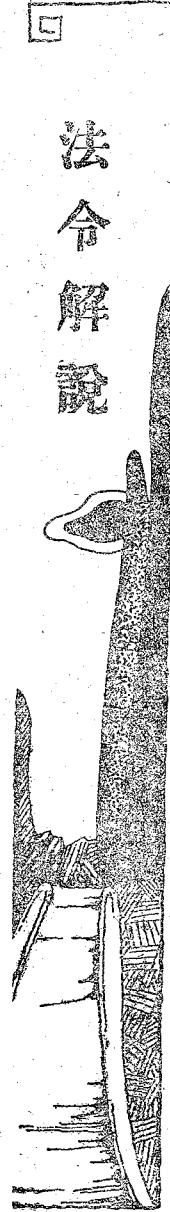


法令解説



改正土地工作物管理使用收用令の解説 (二)

岸本喜代治

六、権利の設定の廢止、取消

前述の如く主務大臣が總動員業務執行上必要なる土地又は工作物を管理し、使用し又は放用する場合は當該土地又は工作物の所有者に對し令書の送達、通知又は公告を爲すことを要するものである。又事業主をして總動員業務執行上土地、工作物を使用又は收用せしむる必要あるものと決定したる場合は、所管大臣は當該土地、工作物の所有者に對し令書の送達、通知又は公告を爲すことを要し、事業主

に對しては設定書を送付するを要するものである。

この令書の送達、通知又は公告は權利關係を確定するものであるが主務大臣が令書の送達、通知又は公告の後に、或は事業主が設定書の送付を受けたる後に於て、當該土地は又工作物を管理、使用又は收用するの必要を生ぜざるに至つたとき、又は一旦土地、工作物を管理、使用するも其の期間の満了前に於て管理、使用を廢止する時は權利關係の存在を消滅せしめねばならない。

令第七條及同條ノ二を以て此等の手續に付主務大臣、事業主の場合を夫々規定せり。

(一) 主務大臣の場合(令第七條)

(イ) 土地、工作物の全部又は一部に付管理、使用又は收用の時期前に於て管理、使用又は收用せざることに決定したるとき

(ロ) 一旦管理、使用したるも管理、使用の時期以後、其の期間の満了前に於て土地、工作物の全部又は一部に付管理、使用を廢止したるとき

以上の場合に於ては主務大臣は其の旨を内閣總理大臣に通知することを要するものである。

(二) 事業主の場合(令第七條ノ二)

(イ) 使用又は收用の時期前に於て土地、工作物の全部又は一部に付使用又は收用を必要とせざるに至りたる
とき

(ロ) 使用の時期以後其の期間満了前に於て土地、工作物の全部又は一部に付其の使用の存続を必要とせざる

に至りたるとき

以上の場合に於ては事業主は所定の形式を以て所管大臣に其の旨を届出爲すことを要するものである(閣令第一條ノ五)。

所管大臣は事業主よりこの届出ありたるとき又は其の他の事由に依りて取消を爲す必要あるものと認めたるときは、之が取消を爲すものである。この場合所管大臣は其の旨を内閣總理大臣に通知するを要す(令第七條ノ二第二、三項)。

主務大臣又は所管大臣が前述の如く廢止、取消を爲したるときは令第七條ノ三の規定に依り令書の送達、通知又は公告の場合に準じて主務大臣又は所管大臣は夫々所有者、關係者に廢止、取消を通知することを要するものである。

七、效果

使用、收用令書の記載時期に於て土地、工作物の所有者又は占有者は當該土地、工作物を主務大臣又は事業主に引渡を爲すことを要し、主務大臣收用したるときは其の所有

權は政府に歸屬し、事業主の場合は事業主これを取得す。使用の場合と同じく政府又は事業主其の使用權を取得するものである。管理の場合は政府其の管理權を取得するものなり。

此處に於て收用の場合は當該土地又は工作物の所有權を取得すると同時に所有權以外の權利は消滅し、管理、使用の場合は其の期間他の權利は管理、使用を妨げざるものを限り停止するものである。

所有者及關係者は之が代償として損失補償金を請求することを得又所謂擴張收用の必要ある場合は之が請求を爲し得るものである。

更に項を分ちて略述することとする

(一) 引渡

使用又は收用の場合は所有者は令書記載の時期に於て當該土地、工作物を主務大臣又は事業主に引渡すことを要し、所有者知れざるか或は其の他の事情に依り所有者が引渡を爲すこと能はざる場合は占有者は主務大臣又は事

業主に之を引渡すことを要するものなり（令第八條第一項）。

當該土地、工作物に強制執行手續、國稅徵收法に依る強制徵收手續、其の他これ等に準すべき手續が進行中なりと雖も引渡を爲すことを要すべく、假令此等の手續が進行中と雖も總動員上必要なる業務遂行の爲には、其の引渡が之が爲に妨げらるゝものにはあらず（令第八條第二項）。

この引渡義務は法令に依りて所有者又は占有者に課せられたる義務にして、所有者又は占有者は本令の特色たるところの使用又は收用後の損失補償の支拂に對し、この引渡を以て同時履行の抗辯を有しないのは勿論である。

主務大臣はこの引渡に對し當該官吏に命じて引渡を受けしむ（令第九條）當該官吏又は事業主が引渡を受けたるときは所定の記載形式の受領調書（閣令第三條）を作成することを要す、この調書の作成には土地、工作物の所有者又は占有者をして已むを得ざる場合を除き立會はしむるを要するものである（閣令第二條）。

受領調書は二通作成し、引渡を受ける當該官吏又は事業主、及其の作成に立會ひたる所有者又は占有者は各通に記名捺印せねばならない（閣令第三條）。

當該官吏又は事業主は引渡を爲したる者に受領調書を交付するものなるが、若し占有者に交付したるときは遲滞なく所有者には其の謄本を送付することを要するものである（令第十條）。

尙主務大臣は當該土地又は工作物の上に在る物件の所有者又は占有者に對し、移轉を命ずることを得るものにして、又事業主は所管大臣の許可を受けたるときは、同じく所有者又は占有者に對して移轉を請求し得るものなり（令第十六條第一項）。

(二) 權利の得喪及停止

管理、使用、收用令書記載の時期に於て効果は發生す。收用の場合は其の時期に於て政府又は事業主は土地又は工作物の所有權を取得すると同時に其の他の權利は消滅す。管理、使用の場合に於ては政府は管理權、使用權を取得

し、事業主は使用權を取得す。而して管理、使用と兩立し得ない限度に於て所有權其の他の權利は其の行使が停止せらるゝものである。

(イ) 收用の場合

主務大臣が土地、工作物を收用する場合には令書記載の時期に於て政府が所有權を取得し、事業主の場合は土地、工作物の所有權を事業主之を取得す。それと同時に土地物件に存する其の他の權利は消滅するものなり（令第十一條第二項）。例へば地上權、地役權、抵當權等は消滅す。即ち原始取得であつて、承繼取得ではない。

斯る權利關係の變更は國家的公權たる收用權の効果であつて、從來の所有者に屬する權利を承繼するものにあらず。政府が土地又は建物を收用して所有權を取得したる場合は主務大臣は遲滞なく囑託書に收用令書、及土地、建物に關する受領調書の謄本を添付して所有權移轉登記を登記所に囑託することを要す。事業主が所有權を取得したる場合は事業主に於て申請書に收用令書及受領調書の謄本を添付

の上登記所に移轉登記を申請することを要するものである。
(令第十二條)。

この場合不動産登記法第百三條二項、第百三條ノ二及第百四十九條の規定は準用せらるる(同條第三項)。

(ロ) 使用の場合

使用は總動員業務執行上土地、工作物の所有權を收用する必要なく、所有權は依然所有者に歸屬せしめ所有權中の使用權能を強制徴收するを謂ふものにして、使用と收用との間に業務の性質、程度に差異あるものなり。

效果の發生する令書記載の時期に於て政府又は事業主は使用權を取得すると同時に使用期間中は他の權利の行使は停止せらるゝものである、然し使用を妨げざる權利は停止せられない。(令第十一條第一項)。例へば、使用を妨げざる所有權の移轉又は抵當權の設定、移轉等の如きは停止せられないのである。

(ハ) 管理の場合

政府は管理令書記載の時期に於て土地又は工作物の管理

權を取得するものなり。管理を爲し得る官廳は主務大臣にして、事業主は管理者たることを得ない。

管理とは令第一號第二項に「權利の制限を謂ふ」と規定し、既に述べたるが如く管理は工場事業場管理令に謂ふところの管理とは意義を異にし、指揮監督の支配關係を謂ふものにあらずして、土地又は工作物に存する權利即ち所有權、地上權、地役權、永小作權等の物權のみならず、借地權、借家權等の債權に對し其の管理期間中一定の制限を加へることを謂ふものなり。收用使用は積極的なる權利の取得なるに反し、管理は消極的なる權利の取得である。

管理期間中は他の權利の行使は停止せられ、時效の進行は停止し、債務者は債務不履行の責に任ずるを要しないものである。但し管理の目的を妨げざるものに就ては使用の場合と同じく其の行使は停止せらるゝものにあらず(令第十一條第一項)。

(ニ) 損失の補償

本令は特定の土地又は工作物が總動員業務執行上必要あ

る爲に強制的に所有權を取得し又は制限し、其の業務の用に供せしむる制度であるから、従つて其の結果當然被收用者の財産的減少を招來するものである。此の財産的の損失に對し政府又は事業主は其の代償として損失の補償を爲すことを要するものである。

この損失補償を請求し得る者は土地又は工作物の所有者及關係者であり、これに對し政府又は事業主は補償を爲す義務あるものなり。

損失補償の性質は國家的公權に基き強制的に土地又は工作物の所有權又は使用權能を取得し又は權利を制限する代償として履行すべき公法上の金錢負擔である。

(イ) 損失補償額の範圍

土地、工作物の所有者及所有權以外の權利者(關係者)に補償すべき損失は「通常生ずべき損失」を補償することを要するものなり(令第十三條)。

通常生ずべき損失とは通常の事情の下に於て、客觀的に生じ得べき損失を謂ふものにして、所謂完全補償主義を採

れるものなり。

即ち管理、使用又は收用に因りて直接生じ得べき損失を謂ひ、權利者自身の主觀的又は個人的事情に依る損失を謂ふものにあらず。

之が算定の基礎に於て時價を以て算出せんとする所謂時價主義と妥當と認められる取得價格を基準として適正なる價格を算出せんとする所謂帳簿價格主義の二主義あり。

時價主義は收用時に於ける時價を基準として、之が價格を算出せんとするものにして、之を土地に就て見れば近傍近類の同一程度の條件の下にある最近の賣買事例を基準として、之に賃貸借價格、利用價值及收用に因りて直接生ずる損失等を考量參酌し、價格決定の資料と爲すべく、其の算定基礎を時價に求めるものなり。

帳簿價格主義を土地に就て謂ふならば、權利者が土地を取得せる場合に於て妥當と認められたる公簿乃至は帳簿價格を基礎として利用價值の増減其の他の事情を參酌考慮

し、以て適正なる價格を算出せんとするものなり。建物に就て之を見れば妥當と認められたる取得價格より減償償却額を控除したるものに其の他の事情を參酌考量し、適正なる價格を算出せんとするものである。

想ふに帳簿價格なるものは適正なる價格が表示せられざる嫌あり、何んとなれば個人に於ては帳簿價格は官公署の備付けの臺帳に依るの外なく、官公署の帳簿價格は各官公署の獨自の見解に依り價格が評價せられて居るものにして、而かも經濟狀態の變動に應じて修正せられざるものなるを以て、同一狀態の土地に相當の相違あるを免れず、又會社財團などに就て之を見れば、會社の營業狀態に依り財産の見積價格の上に寬嚴あるが故に帳簿價格主義は適正なる價格なるとは斷じ難し、仍て收用すべき土地、物件は收用時に於ける時價を基準とする時價主義を以て妥當なるものと思料するものである。

然れども帳簿價格主義は急速を要する收用の場合に於ける算定方法としては迅速に調査算定し得るを以て實益ある

ものなりと謂はざるべからず。

この通常生ずべき損失の補償を受くべき者は土地又は工作物を管理、使用、收用せられたる爲に損失を蒙りたる之が所有者及所有權以外の權利者（關係者）と、當該土地に在る工作物其の他の物件の所有者及所有權以外の權利者に限らるゝものである（令第十三條第二項）。

（ロ） 損失補償請求の時期

損失補償請求の時期は本令の特色の一にして、現行土地收用法と大いに異なる所なり。現行土地收用法は收用の時期迄に起業者損失補償金を支拂ふものなるも、本令は政府又は事業主が權利取得後に於て、舊所有者及關係者は主務大臣又は事業主に對し損失補償金を請求するものなり。

令第十三條第三項、第四項及附令第四條に之が請求の時期を規定す、即ち

（一） 管理、使用の場合には其の管理、使用期間満了後

（二） 一旦管理、使用したるも管理、使用期間満了前に於て主務大臣之を廢止したるとき又は所管大臣事業主に對し

て使用權を取消たる場合は、廢止又は取消たる後

(三) 收用の場合は收用したる後

(四) 使用又は收用の對象たる土地又は工作物に在るところの物件の移轉を主務大臣が命じたるとき又は事業主が移轉を請求したるときは、其の移轉後

以上の各場合に於ては六ヶ月以内に請求するものとする。

(一) 主務大臣が令書の送達、通知又は公告後管理、使用又は收用の時期前に管理、使用又は收用せざるものと決定したときは、其の決定後

(二) 所管大臣事業主に設定書送付後使用、收用の時期前に於て事業主に對し、使用權又は收用權を取消したるときは、其の取消後

以上の場合は三ヶ月以内に請求するものとする。

但し管理、使用が長期間に互る場合は期間滿了迄被收用者之を請求し得ざるものとするれば、被收用者にとりて酷なるが爲に管理、使用期間三ヶ月を超ゆる場合は三月又は其の端數の期間毎に分割して當該期間滿了後三月以内に提出

10
することを得せしめたり(閣令第四條第二項)。

以上の請求に就ては所定の形式を具備せる損失補償請求書(閣令第五條)に損失補償額の算出明細書を添付し、尙土地又は工作物を引渡したる時に交付を受けたる受領調査の寫並に其の他提出を命ぜられたる必要なる書類を添付の上主務大臣又は事業主に損失補償を請求するものとする(閣令第五條、第六條)。

主務大臣が管理、使用又は收用する場合、事業主が使用、收用する場合に、必要なる準備の爲土地又は工作物に立入り測量、検査をなしたるとき、之が爲に損失を蒙りたる者は測量、検査の後三ヶ月以内に損失の補償を請求するものとする(閣令第四條第一項)。

事業主が所有者及關係者より損失補償の請求を受けたるときは損失補償請求書の謄本を添付の上之に對する意見を具し、所管大臣に補償金額の決定を申請することを要するものである(閣令第六條ノ二)。

(一) 補償金の擔保及供託

所管大臣は事業主をして必要ありと認むるときは損失補償に充つべき爲に金錢又は國債を擔保として供託せしめることを得るものなり（令第十四條ノ二、閣令第六條ノ三）。而して被收用者に對する損失補償の支拂を確實にし、不測の損失を蒙らしめざることとした。

供託金に對し損失の補償を受くべき土地又は工作物の所有者又は關係者は質權者と同一の權利を有し（令第十四條ノ二第二項）、他の債權者に先ちて辨濟を受くるの權利を有せしめたり。

管理、使用又は收用したる土地、工作物又は當該土地に在る工作物其の他の物件に對して先取特權、質權、抵當權等の擔保物權が設定せられある場合は、主務大臣又は事業主は此等權利の目的たる土地、工作物又は其の他の物件に對して支拂はるべき損失補償金を供託するを要するものである（令第十四條）。民法第三百四條の物上代位の原則はこの場合にも適用せられ、管理、使用、收用に依りて所有者又は關係者が受くべき補償金に對して此等權利者は供託金

に對して其の權利を行使することを得るものなり。

（四）損失補償金の決定機關

主務大臣が被收用者（舊所有者、關係者）より損失補償金の請求を受けたるとき又は所管大臣が事業主より補償金額の決定の申請を受理せるときは總動員補償委員會に之を提出し、而して委員會の議を経て政府が決定するものである（法第二十九條）。

補償委員會の組織、權限に就ては總動員補償委員會規程（昭和一三、七、二勅令第四七四號）の規定するところに於て、委員會は内閣總理大臣の監督に屬し、會長一名、委員二十名以内を以て之を組織し、會長は内閣總理大臣の奏請に依り内閣に於て之を命じ、委員は内閣總理大臣の奏請に依りて關係各廳の高等官並に民間の學識經驗ある者の中より内閣に於て命じたる者を以て組織するものなり。

委員會の權限は政府の提出するところの損失補償金額を調査審議するに止まり、其の決定は政府が之を決するものである、政府は委員會の議を経るにあらざれば補償金額を

決定することを得ざるものなり。委員會の議を経て政府之を決定すれば、その決定は終審的の決定にして、補償額に不服ある場合と雖も、現行土地收用法第八十一條の如く、通常裁判所に出訴することを得ざるものなり。

委員會は又審議上必要ある場合は鑑定人を選び、之に鑑定せしめ又は當事者其の他適當と認むる者の出席を求めて意見を聴くことを得るものなり。

委員會は損失補償金額を調査審議するに止り、之が損失補償の原因たる總動員業務の適否又は當該業務に必要な土地又は工作物なり或否や、或は其の業務に必要な區域の當否等を審議する權限無きものなり。

斯くして補償委員會の議を経て政府補償金額を決定したるときは、主務大臣は決定せる補償金額を請求者に支拂を爲すことを要し、所管大臣は事業主及補償請求者に之を通知し、而して事業主は補償請求者に補償金の支拂を爲すことを要するものである。

但し主務大臣の許可無く又は事業主の承認無くして土

地、工作物の形質を變更し、工作物を收去し又は效用を害する行爲を爲したる現狀保存義務違反者に對しては損失補償を爲さざるものとす（令第十三條第七項）。

(五) 擴張收用

土地、工作物を收用する場合其の土地、工作物は總動員業務に必要な限度に於て收用せらるべきものなり、他人の財産權を強制取得する本制度の趣旨に照しても理の當然とするところである。

然れども其の結果被收用者にとり往々收用せられざる殘部の土地又は物件が之が爲に經濟的價値の喪失を招來し、損失を蒙むることあるを免れず。

この場合主務大臣又は事業主をして業務の必要以上に收用せしめて被收用者をして完全なる損失補償を受けしむる制度を設けたり。即ち擴張收用之なり。

收用制度が權利者の意思に依らず財産權を強制取得するを目的とするものなるが故に、これに對應して擴張收用は被收用者に出來得る限り經濟的損失を蒙らしめざることを

趣旨とするものにして、完全補償主義に適合せしめんとするものである。

本令に於ては擴張收用即ち所謂殘地收用(令第十五條)、地上物件の收用(令第十六條第二項)及完全收用(令第十七條)の三種を規定せり。

(イ) 殘地(部)收用

土地又は工作物の一部を收用するに因りて生ずる殘地又は工作物の殘部が從來用ひたる目的に供すること能はざる時は所有者をして全部の收用を請求することを得せしめたる(令第十五條)。

其の土地又は工作物が收用に因りて(一)殘地又は殘部を生じたること、(二)從來の目的に供すること能はざること、の二要件を備へることを要し、收用に因り生じたる其の殘地、殘部が必ずしも被收用者にとり全く經濟的價值を喪失したるにあらざるも、從來の利用目的を充すこと不能にして、其の用法を變更せざるにあらざれば利用價值を失ひ、用法を變更すれば尙經濟的價值を保有するとしても、

不釣合の多大なる費用を投ずるにあらざれば從來の用法に供すること能はざる場合を含むものなり。單なる經濟的利用價值の減少又は利用上の不便等は含まれざるものなり。

この場合殘地、殘部の所有者は從來用ひたる目的に供すること能はざる事由を具し、主務大臣又は事業主に對し、遅くとも收用の時期より一ヶ月以内に主務大臣又は事業主に其の全部の收用を請求するものとす、但し殘地、殘部に付損失補償の請求を爲したるときは殘地、殘部を併せて收用すべきことを請求し得ざるものなり(關令第七條)。

(ロ) 地上物件の收用

主務大臣が使用又は收用する場合に於て當該土地又は工作物に在る物件を移轉せしむる必要あるときは其の所有者又は占有者に對し移轉を命ずることを得るものなり。事業主が物件の所有者又は占有者に對して物件を移轉せしめる必要ある場合は、事業主は所定の形式を具へる申請書を所管大臣に提出し(關令第七條ノ二)、所管大臣の許可を得て物件の移轉を請求し得るものなり。

所有者はこの移轉に因りて其の物件が従來用ひたる目的に供すること能はざるときは主務大臣又は事業主に對し、其の物件を併せて收用することを請求し得るものなり(令第十六條第二項)。即ち移轉不能に因る地上物件の收用請求權である。

地上物件は概ね移轉可能なるが故に移轉料を補償して移轉せしむるを原則とするものなるが、移轉に因りて従來用ひたる目的に供すること能はざらば、即ち利用價値の喪失する場合も謂ふものにして、移轉不能の場合なり。例へば西洋式建築物の如きは概ね移轉不能と謂ふべく、移轉に因りて従來用ひたる目的に供することを得ざるものなり。

これが收用の請求の時期に就ては主務大臣より移轉の命令又は事業主より移轉の請求がありたる後遲滞なく所有者は移轉に因りて従來用ひたる目的に供すること能はざる事由を具し、主務大臣又は事業主に收用を請求することを要するものである。但し當該物件の移轉に係る補償の請求を爲したるときは之が收用を請求することを得ざるものなり

(關令第八條)。

(一) 完全收用

總動員業務執行上土地又は工作物の所有權を取得するの必要無く管理、使用する場合に於て、(一)管理、使用の期間が三年以上に互るとき、(二)三年以上に互らざるも従來用ひたる目的に著しく困難なるとき、に於ては所有者は主務大臣又は事業主に對して土地又は工作物の收用を請求し得るものなり。即ち完全收用の請求權なり(令第十七條)。

然れども空間を管理、使用する場合に於て、所有者は土地の使用を之が爲に妨げられざる限り收用を請求することを得ざるものなり。例へば索道、電線路の架設に依りて土地の使用が妨げられざる場合はこの完全收用請求權はないのである。管理、使用の期間が三年以上の長期間に互る場合には土地、工作物の所有者は權利の完全なる行使を長期間妨げらるゝよりも、却つて收用が望ましき場合もあり又三年以内の期間たりと雖も従來用ひたる目的に供すること不能ならざるも著しく困難なる場合は收用を請求し得ること

と、した。

完全収用の請求は管理、使用令書の送達又は公告ありたる後、所有者は遅くとも一月以内に主務大臣又は事業主に収用を請求することを要す、従来用ひたる目的に供するに著しく困難なる場合に於ては其の困難なるに至る事由を具し、請求することを要するものである（閣令第九條）。

以上擴張収用に屬する殘地（部）収用、地上物件の収用、完全収用に就き略述せるも、此等収用の請求者は所有者に限られ、所有權以外の権利者即ち關係者は請求權を有しな

5。
所有者が主務大臣又は事業主に収用を請求し、事業主はこの請求を受けたるときは、所管大臣に對し請求書の謄本を添付して之が意見並損失補償の見積金額及其の内譯を具して届出書を提出することを要するものである（閣令第九條ノ二）。

主務大臣は所有者のこの請求を相當と認めたるときは収用することを要し、所管大臣は事業主よりこの届出書の提

出ありたる場合に於て其の請求を相當と認むるときは、事業主に對し収用を命ずるものである（令第十七條ノ二第二項）。

この損失補償金額の決定は補償委員會の議を経て政府之を決することは前述の通りである。

註（法は國家總動員法、令は土地工作物管理使用収用令、閣令は土地工作物管理使用収用令施行規則の略稱なり）

土地工作物管理使用収用令施行規則

（昭和一九、三、一、閣令第二號）
（改正一八、三、一、三、閣令第三號）

第一條

土地工作物管理使用収用令（以下令ト稱ス）第二條ノ二

第一項ノ規定ニ依リ總動員業務ヲ定ムルコト左ノ如シ

一 工場、事業場、管理令ニ依ル政府ノ管理ニ係ル工場、事業場ニ於テ行フ管理ノ目的タル業務

二 前號ニ掲グルモノヲ除クノ外軍用ニ供スル物資ノ生産、修理、配給又ハ保管ニ關スル業務

三 第一號ニ掲グルモノヲ除クノ外軍用ニ供スル物資ノ生産又ハ修理ニ要スル機械器具、原料、材料又ハ燃

料ノ生産ニ關スル業務

四 前三號ニ掲グルモノヲ除クハ外鐵、銅、石炭、輕金屬、船舶若ハ航空機ノ生産ニ關スル業務又ハ國家總

動員上特ニ必要ナル運輸若ハ電力供給ニ關スル業務

五 前四號ニ掲グル業務ニ從事スル從業者ノ住宅ノ供給ニ關スル業務

六 前各號ニ掲グルモノヲ除クハ外内閣總理大臣ノ指定スル總動員業務

第二條

全第二條ノ二第一項ノ規定ニ依リ使用權又ハ收用權ノ設定ノ申請ヲ爲サントスル者ハ左ノ事項ヲ記載シタル申請書ヲ所管大臣ニ提出スベシ

一 申請人ノ住所、名及資本金額

二 當該總動員業務ノ種類及其ノ總動員業務ヲ行フ場所

三 當該土地又ハ工作物ノ種類、範圍及所在ノ場所

四 當該土地若ハ工作物又ハ當該土地ニ在ル工作物其ノ他ノ物件ノ所有者及此等ニ付所有權以外ノ權利ヲ有スル者(以下關係者ト稱ス)ノ住所及名

五 使用又ハ收用ノ別及使用若ハ收用ノ目的又ハ使用ノ方法

六 使用ノ開始ノ時期及期間又ハ收用ノ時期

七 損失補償ノ見積金額及其ノ内譯

八 其ノ他參考ト爲ルベキ事項

第二條ノ三 令第三條乃至第四條(令第七條ノ三)ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)ノ送達又ハ通知アリタル後當該土地若ハ工

作物又ハ當該土地ニ在ル工作物其ノ他ノ物件ノ所有者又ハ關係者ヨリ其ノ權利ヲ承繼シタル者ハ遲滞ナク其ノ旨ヲ主務大臣又ハ專業主ニ通知スベシ

前項ノ通知書ニハ左ノ事項ヲ記載スベシ

一 當該土地、工作物又ハ物件ノ表示

二 令第三條乃至第四條ノ送達又ハ通知ヲ受ケタル所有者又ハ關係者ノ住所及名

三 當該承繼人ノ住所及名

四 當該權利ノ種類

五 當該權利承繼ノ時期

六 其ノ他必要ト認ムル事項

專業主第一項ノ規定ニ依ル通知ヲ受ケタルトキハ遲滞ナク其ノ旨ヲ所管大臣ニ通知スベシ

令第六條ノ規定ニ依ル許可又ハ承認ノ申請ヲ爲サントスル者ハ左ノ事項ヲ記載シタル許可又ハ承認ノ申請書ヲ主務大臣又ハ專業主ニ提出スベシ

一 申請人ノ住所及名

二 當該土地又ハ工作物ノ表示

第二條ノ五

- 三 當該行爲ヲ爲スノ必要アル事由
 - 四 當該行爲ノ程度又ハ内容
 - 五 當該行爲ノ時期
 - 六 其ノ他參考ト爲ルベキ事項
- 令第七條ノ二第一項ノ規定ニ依リ届出ヲ爲サントスル者ハ左ノ事項ヲ記載シタル届出書ヲ所管大臣ニ提出スベシ

一 事業主ノ住所及名

二 當該土地又ハ工作物ノ表示

三 當該土地又ハ工作物ノ一部ノ使用若ハ收用ヲ必要トセザルニ至リタルトキ又ハ其ノ一部ニ付使用權ノ存

四 當該土地又ハ工作物ノ所有者及關係者ノ住所及名

五 使用若ハ收用又ハ使用權ノ存續ヲ必要トセザルニ至リタル事由

六 使用廢止ノ時期

第二條

當該官吏又ハ事業主第十條ノ規定ニ依リ受領調書ヲ作成スル場合ニ於テハ已ムヲ得ザル場合ヲ除クノ外當該土地

又ハ工作物ノ所有者又ハ占有者ヲシテ立會ハシムベシ

第三條

受領調書ハ之ヲ二通作成シ當該官吏又ハ事業主及其ノ作成ニ立會ヒタル所有者又ハ占有者各通ニ記名捺印スベシ

法令解説

土地ニ關スル受領調書ニハ左ノ事項ヲ記載スベシ

一 受領官職名又ハ受領事業主名

二 當該土地所有者ノ住所及名

三 當該土地所在ノ郡、市、區、町村及字並ニ土地ノ番號、地目及面積

四 同一ノ番號ニ屬スル土地ノ一部ガ使用又ハ收用ノ目的タル場合ニ於テハ其ノ目的タル部分ノ表示

五 當該土地ノ現況

六 調書ヲ作成シタル年月日

七 前各號ニ掲グル事項ノ外當該土地ニ關シ主務大臣若ハ事業主又ハ令第二十一條ノ規定ニ依リ職權ヲ行フ

官衙ノ長若ハ地方長官ニ於テ必要ト認ムル事項

一 受領官職名又ハ受領事業主名

二 當該工作物所有者ノ住所及名

三 當該工作物所在ノ郡、市、區、町村及字並ニ土地ノ番號

四 當該工作物ノ種類、造作及構造ノ概要並建物ニ在リテハ建坪數及延坪數、其ノ他ノ工作物ニ在リテハ面積又ハ規模

五 當該工作物ノ現況

六 調書ヲ作成シタル年月日

七 前各號ニ掲グル事項ノ外當該工作物ニ關シ主務大臣
若ハ事業主又ハ令第二十一條ノ規定ニ依リ職權ヲ行

フ官衙ノ長若ハ地方長官ニ於テ必要ト認ムル事項

第四條

損失ノ補償ヲ請求セントスル者ハ管理又ハ使用ノ場合ニ
在リテハ其ノ期間満了シ又ハ之ヲ廢止シタル後、收用ノ
場合ニ在リテハ收用アリタル後各六月以内ニ、令第七條
第一項前段ノ場合又ハ、令第七條ノ第二項前段ノ場合ニ
係ル届出アリタルニ因ル同條第二項ノ場合ニ在リテハ其
ノ處分アリタル後、令第十九條第一項又ハ第二項ノ規定
ニ依ル行爲ノ場合ニ在リテハ其ノ終了ノ後各三月以内ニ
損失補償請求書ヲ主務大臣又ハ事業主ニ提出スベシ
管理又ハ使用ノ場合ニ於テ其ノ期間三月ヲ超ユルモノナ
ルトキハ三月又ハ其ノ端數ノ期間毎ニ分割シテ損失補償
請求書ヲ提出スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ請求書ハ當
該期間満了後三月以内ニ之ヲ主務大臣又ハ事業主ニ提出
スベシ

令第十六條第一項ノ規定ニ依ル移轉ニ係ル補償ヲ請求セ
ントスル者ハ當該物件ヲ移轉シタル後六月以内ニ損失補
償請求書ヲ主務大臣又ハ事業主ニ提出スベシ但シ命令ア
リタル後移轉ノ時期前ニ於テ補償ノ請求ヲ爲スコトヲ妨

第五條

損失補償請求書ニハ左ノ各項ノ區別ニ依リ必要事項ヲ記
載スベシ

土地又ハ工作物ノ管理、使用又ハ收用ニ係ル損失補償請
求書ニハ左ノ事項ヲ記載スベシ

一 當該土地又ハ工作物ノ表示

二 管理又ハ使用ノ場合ニ在リテハ管理又ハ使用ノ開始
ノ時期、管理又ハ使用ノ期間及請求ノ基礎ト爲リタ
ル期間、收用ノ場合ニ在リテハ收用ノ時期

三 補償請求ノ事由

四 補償請求額

五 其ノ他必要ト認ムル事項

令第七條第一項前段ノ場合若ハ、令第七條ノ第二項前段
ノ場合ニ係ル届出アリタルニ因ル同條第二項ノ處分ノ場
合又ハ、令第十九條第一項若ハ第二項ノ規定ニ依ル行爲ニ
係ル損失補償請求書ニハ左ノ事項ヲ記載スベシ

一 當該土地又ハ工作物ノ表示

二 補償請求ノ事由

三 補償請求額

四 其ノ他必要ト認ムル事項

令第十六條第一項ノ規定ニ依ル移轉ニ係ル補償請求書ニ

ハ左ノ事項ヲ記載スベシ

- 一 當該物件ノ表示
- 二 當該物件ノ移轉ノ時期及場所
- 三 補償請求ノ事由
- 四 補償請求額
- 五 其ノ他必要ト認ムル事項

第六條

損失補償請求書ニハ損失補償額算出明細書ヲ添附スベシ
受領調書ノ交付又ハ其ノ謄本ノ送付ヲ受ケタル場合ナル
トキハ尙其ノ寫ヲ添附スルコトヲ要ス

前項ノ添附書類ノ外主務大臣、所管大臣又ハ事業主ハ必
要ト認ムル書類ノ提出ヲ求ムルコトアルベシ

第六條ノ二

令第十三條第五項ノ規定ニ依リ補償金額ノ決定ヲ申
請セントスル者ハ損失補償請求書ノ謄本ヲ添附ハ上補償
請求額ニ對スル意見ヲ具シ申請書ヲ所管大臣ニ提出スベ
シ

第六條ノ三

令第十四條ノ二第一項ノ規定ニ依リ擔保トシテ供託
スベキモノハ金錢又ハ國債トス

第七條

令第十五條ノ規定ニ依ル收用ノ請求ハ殘部ヲ從來用ヒタ
ル目的ニ供スルコト能ハザル事由ヲ具シ遅クトモ收用ノ
時期ヨリ起算シ一月以内ニ主務大臣又ハ事業主ニ之ヲ爲
スベシ

第七條ノ二

前項ノ請求ハ殘部ニ係ル損失ニ付補償ノ請求ヲ爲シタル
トキハ之ヲ爲スコトヲ得ズ

- 一 事業主ノ住所及名
- 二 當該土地又ハ工作物ノ表示
- 三 當該土地又ハ工作物ニ在ル移轉セシメントスル物件
ノ表示
- 四 前號物件ノ所有者及關係者ノ住所及名
- 五 移轉ヲ必要トスル事由
- 六 損失補償ノ見積金額及其ノ内譯
- 七 其ノ他參考ト爲ルベキ事項

第八條

令第十六條第二項ノ規定ニ依ル收用ノ請求ハ當該物件ヲ
移轉スルニ因リテ從來用ヒタル目的ニ供スルコト能ハザ
ル事由ヲ具シ同條第一項ノ命令又ハ請求アリタル後遅滞
ナク主務大臣又ハ事業主ニ之ヲ爲スベシ

前項ノ請求ハ當該物件ノ移轉ニ係ル補償ノ請求ヲ爲シタ
ルトキハ之ヲ爲スコトヲ得ズ

令第十七條ノ規定ニ依ル收用ノ請求ハ令第三條ノ送達又
ハ公告アリタル後遅滞クトモ一月以内ニ主務大臣又ハ事業

主ニ之ヲ爲スベシ

土地又ハ工作物ノ管理又ハ使用ニ因リ從來用ヒタル目的ニ供スルコト著シク困難ナルニ至ルノ事由ニ因リ前項ノ請求ヲ爲ス場合ニ於テハ其ノ困難ナルニ至ルノ事由ヲ具スベシ

第九條ノ二

令第十七條ノ二第一項ノ規定ニ依ル届出ヲ爲サントスル者ハ收用請求書ノ謄本ヲ添付ノ上收用ノ請求ニ對スル意見並損失補償ノ見積金額及其ノ内譯ヲ具シ届出書ヲ所管大臣ニ提出スベシ

第九條ノ三

令第十八條第一項ノ規定ニ依ル決定ヲ受ケントスル者ハ左ノ事項ヲ記載シタル申請書ヲ所管大臣ニ提出スベシ

一 事業主ノ住所及名

二 賣却セントスル土地又ハ工作物ノ表示

三 收用シタル土地又ハ工作物ノ一部ヲ賣却セントスル場合ニ在リテハ收用シタル土地又ハ工作物ノ全部ノ表示

四 賣却價格ノ見積金額

五 當該土地又ハ工作物ニ付前ニ支拂ヒタル損失補償額及其ノ内譯

六 其ノ他參考ト爲ルベキ事項

前項第四號ノ見積金額ニ付テハ之ヲ算出明細書ヲ添付スベシ

第九條ノ四

本令ニ依リ所管大臣ニ提出スル書類ハ當該土地又ハ工作物ノ所在地ヲ管轄スル地方長官ヲ經由スベシ

第十條

令第二十二條ノ規定ニ依ル證票ハ引渡ヲ受クルニ付携帶セシムベキモノニ在リテハ別記第一號様式ニ立入測量検査又ハ臨檢検査ニ付携帶セシムベキモノニ在リテハ別記第二號様式ニ依ル

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

